

## きぼう利用ネットワーク規約

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、「きぼう利用戦略」（平成28年10月制定）に掲げる方針を踏まえ、大学、研究機関及び民間企業等による国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟（以下「きぼう」という。）の利用を一層促進するための取組みとして、「きぼう利用ネットワーク」（以下「本ネットワーク」という。）を設立する。

### （目的）

- 第1条 本ネットワークは、機構並びに本ネットワークに参加した大学、研究機関及び民間企業等（以下「メンバー」という。）による情報交換の場を提供し、「きぼう」利用の理解増進及び「きぼう」利用に向けた助言等の技術的支援を機構が実施することで、メンバーによる「きぼう」利用を促進することを目的とする。
- 2 本規約は、本ネットワークの活動に際しての基本的事項を定める。

### （活動）

- 第2条 機構は、第1条の目的を達するために次の活動を行う。
- 一 機構及びメンバーの交流及び情報交換を図るためのシンポジウム及びセミナー等の開催
  - 二 各種利用窓口を含む「きぼう」利用に関する情報の発信
  - 三 きぼう利用戦略に沿った「きぼう」利用テーマ創出に向けた技術的支援
  - 四 その他本会の運営に必要な事項
- 2 メンバーは、第1条の目的を達するために、機構の求めに応じ、「きぼう」利用サービスの拡充及び利便性の向上に向けた提言を行う。
- 3 本条第1項第一号及び第二号については、全てのメンバーを対象とする。
- 4 本条第1項第三号については、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人に所属し、日本国内で研究活動等に従事しているメンバーを対象とする。
- 5 機構及びメンバーは、本条第1項及び第2項に掲げる活動の実施にあたり、必要に応じ、秘密情報の取扱を含む個別の取決めを締結する。本規約と個別の取決めに齟齬がある場合、個別の取決めの規定が本規約に優先する。

### （事務局）

- 第3条 本会の事務局は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構有人宇宙技術部門きぼう利用センターきぼう利用企画グループに設置する。

### （メンバー）

- 第4条 本会は、第1条の目的に賛同し、第5条に定める遵守事項に同意した個人、企業及び団体等で構成する。
- 2 本会の入会及び退会を希望する者は、その旨を事務局に届け出るものとする。届出の詳細は別途定める。

- 3 事務局は、第5条に定める遵守事項に違反したメンバーを退会させることができる。

(遵守事項)

第5条 本会への入会を希望する者は以下の遵守事項に同意しなければならない。

- 一 本会、機構及び他のメンバーの名誉を傷つける行為を行わないこと。
- 二 本会の目的に反する行為を行わないこと。
- 三 本会の運営を妨害する行為を行わないこと。
- 四 公序良俗に反する行為、政治若しくは宗教活動を目的とする行為又は法令若しくは条例等に違反する行為を行わないこと。
- 五 機構、他のメンバー又は第三者の知的財産権等の権利を侵害する行為を行わないこと。
- 六 機構、他のメンバー又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用により解決すること。この場合、本会及び機構は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱)

第6条 事務局は、機構の「個人情報保護規程」に基づき、メンバーの個人情報を取り扱うものとする。

- 2 事務局は、メンバーの個人情報を、以下の場合にのみ利用するものとする。
- 一 事務局が、お知らせの電子メール、その他の情報をメンバーへ送付する場合
  - 二 事務局が、メンバーからの問合せ対応に必要と判断した場合
  - 三 事務局が、統計データを作成するために、収集した個人情報を個人識別できない状態で加工する場合
  - 四 法令等の規定により使用する場合
  - 五 その他、事務局がメンバーの個人情報の利用にあたり、メンバーの同意を得た場合

(会費)

第7条 本会の活動に係る会費は、無償とする。

(規約の変更)

第8条 事務局は、本会の活動状況等に応じ、本規約を見直すことができる。

(施行)

第9条 本規約は、平成29年4月1日より施行する。

(失効)

第10条 本規約は、本会を解散したときにその効力を失う。